

四日市市上下水道局管理規程第 1 号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 1 月 22 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成 5 年四日市市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条の 2）</p> <p>第 2 章から附則まで （略）</p> <p>（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>（指定代理納付者）</p> <p><u>第 8 条の 2 管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p>（納入通知書の送付）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、指定代</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）</p> <p>第 2 章から附則まで （略）</p> <p>（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>（納入通知書の送付）</p> <p>第 27 条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

理納付者に納付させる場合は、当該指定代理納付者へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(領収書の交付)

第28条 企業出納員等が金銭を収納したときは、直ちに所定の領収印を押し、納入者に領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(領収書の交付)

第28条 企業出納員等が金銭を収納したときは、直ちに所定の領収印を押し、納入者に領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替により収納するものについては、この限りでない。

2 (略)

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)